

## 大磯町介護保険条例の一部を改正する条例

大磯町介護保険条例（平成12年大磯町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度」を「令和3年度」に、「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同項第1号中「34,200円」を「31,800円」に改め、同項第2号及び第3号中「51,300円」を「47,700円」に改め、同項第4号中「61,560円」を「57,240円」に改め、同項第5号中「68,400円」を「63,600円」に改め、同項第6号中「82,080円」を「76,320円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「令第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に改め、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第7号中「85,500円」を「79,500円」に改め、同項第8号中「99,180円」を「92,220円」に改め、同項第9号中「109,440円」を「101,760円」に改め、同項第10号中「123,120円」を「114,480円」に改め、同項第11号中「126,540円」を「117,660円」に改め、同項第12号中「136,800円」を「127,200円」に改め、同項第13号中「150,480円」を「139,920円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「20,520円」を「19,080円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「20,520円」を「19,080円」に、「34,200円」を「31,800円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「20,520円」を「19,080円」に、「47,880円」を「44,520円」に改める。

第10条第2項に次のただし書を加える。

ただし、町長が必要と認める場合は、申請期限後においても提出することができる。

### 附 則

#### （施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

第2条 改正後の第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第3条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、

「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

令和3年2月15日提出

大磯町長 中 崎 久 雄